

江南市
消費生活センターだより

「クレジットカード会社から利用した覚えのない請求があった」という相談が寄せられています。第三者による不正利用のおそれもあります。

不正利用かも！？ 利用明細は必ず確認

事例

クレジットカード会社から代金の引き落としができないと、確認の電話が来た。慌てて利用明細を見ると、先月3回に渡って、計50万円以上の心当たりのない請求があった。カード会社に問い合わせ、教えてもらった請求元に連絡をすると、私名義での購入の履歴はないと回答があった。

(70歳代 男性)



トラブル防止のポイント

利用明細は必ず毎月確認しましょう。クレジットカードを利用した際の伝票や注文確認メール等は保管しておき、日付や金額等を利用明細と突き合わせて確認しましょう。また、利用明細には、店舗名とは異なる記載がされていることもあります。

自分に覚えがなくても家族がカードを利用している可能性もあるので、家族にも確認してみましょう。

不正利用が疑われる場合は、早急にカード会社に連絡しましょう。

困ったときは、江南市消費生活センターに
ご相談ください。(0587-53-0505)

一方的に送りつけられた商品の代金は支払い不要！

重要!

特定商取引法が改正され、
注文や契約をしていないにもかかわらず、
一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することが
できるようになりました。

事例1

母親に、何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近は電話を取らなくなったが、昨日その事業者からのカニの不在通知が入っていた。受け取り拒否をしてよいか。

(当事者：80歳代 女性)

事例2

実家に行ったところ、母親宛てに注文していない健康食品が届いており、定期購入と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。どうしたらよいか。

(当事者：90歳代 女性)



～ひとこと助言～

一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。
商品を開封・処分しても支払いは不要です。

贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。

お金を支払ってしまっても取り戻せる場合があります。
江南市消費生活センターにご相談ください。

江南市消費生活センター

【電 話】 0587 - 53 - 0505

【受付時間】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）
9～12時、13時～16時30分

【場 所】 江南市役所西分庁舎1階（赤童子町大堀99）